

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月20日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第1号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤することが困難である職員) 第12条 略	(通勤することが困難である職員) 第12条 条例第22条の3第3項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが困難である職員は、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが人事委員会に協議して教育委員会が定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。
<u>2 条例第22条の3第3項第1号に規定する特別通勤困難職員（以下「特別通勤困難職員」という。）は、前項に規定する職員のうち当該職員の通勤時間等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会が定める基準に照らして通勤することが著しく困難であると認められる職員とする。</u>	<u>（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間）</u> 第15条の2 条例第22条の3第3項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間（当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは同日以後の期間とし、同日から15日を経過した後にされたときは当該届出がされた日以後の期間とする。）（当該定期券の通用期間が6箇月を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間）とする。
2～4 略	2～4 略
(特別料金等の額の2分の1に相当する額等) 第16条 条例第22条の3第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、特別料金等の額に相当する額。第3項において同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、	(特別料金等の額の2分の1に相当する額) 第16条 条例第22条の3第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

当該各号に定める額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)・(2) 略

2 略

3 条例第22条の3第3項第2号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額は、支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。次条第1項第4号において同じ。）における当該特別急行列車等の利用回数をその利用区間に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乘じて得た額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該乗じて得た額に相当する額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 条例第22条の3第3項第2号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、2万円（特別通勤困難職員にあっては、4万円。以下この項並びに第17条の2第3項第1号ア及び第2号アにおいて同じ。）

（支給単位期間（条例第22条の3第3項第2号に規定する支給単位期間をいう。）に係る月の初日から末日までの期間のうちに同項第1号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。）と重複する期間があるときは、2万円から当該同項第1号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の額として人事委員会に協議して教育委員会が別に定める額を差し引いた額）とする。

（支給の始期及び終期）

第17条 略

2 略

3 条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当の支給は、職員に新たに条例第22条の3第3項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は第3条第3項の規定による届出がされた場合においては同条第2項又は第3項の規定による届出がされた日（当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは、同日）から開始し、当該通勤手当の支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日の前日、当該通勤手当の支給を受けている職員が条例第22条の3第3項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の前日、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間が満了した場合においてはその満了した日をもって終わる。

(1)・(2) 略

2 略

3 条例第22条の3第3項第2号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額は、支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。次条第1項第4号において同じ。）における当該特別急行列車等の利用回数をその利用区間に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乘じて得た額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 条例第22条の3第3項第2号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、2万円（支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。）に係る月の初日から末日までの期間のうちに同項第1号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間（同号に規定する支給単位期間をいう。）と重複する期間があるときは、2万円から当該同項第1号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の額として人事委員会に協議して教育委員会が別に定める額を差し引いた額）とする。

（支給の始期及び終期）

第17条 略

2 略

3 条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当の支給は、職員に新たに条例第22条の3第3項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は第3条第3項の規定による届出がされた場合においては同条第2項又は第3項の規定による届出がされた日から開始し、当該通勤手当の支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日の前日、当該通勤手当の支給を受けている職員が条例第22条の3第3項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の前日、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間が満了した場合においてはその満了した日をもって終わる。

4 略

(返納)

第17条の2 略

2 略

3 略

(1) 略

ア 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当（その支給単位期間が第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間であるものに限る。イにおいて同じ。）（当該定期券の価額（特別料金等の額に相当する額に限る。）を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。）が2万円以下であった場合に限る。）当該定期券の特別料金等の払戻しを、第1項第1号又は第2号に掲げる事由が生じた日の前日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該得られる額に相当する額）（イにおいて「払戻金2分の1相当額等」という。）

イ 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当（アに掲げる通勤手当を除く。）支給を受けた通勤手当の額から、支給単位期間を当該通勤手当の支給単位期間の初日から第1項第1号若しくは第2号に掲げる事由が生じた日の前日までの期間とした場合の通勤手当の額を差し引いた額又は払戻金2分の1相当額等のいずれか低い額

ウ 略

(2) 略

4 略

(返納)

第17条の2 略

2 略

3 第1項の規定により職員に条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当について返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる場合 次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当（その支給単位期間が第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間であるものに限る。イにおいて同じ。）（当該定期券の価額（特別料金等の額に相当する額に限る。）を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額が2万円以下であった場合に限る。）

当該定期券の特別料金等の払戻しを、第1項第1号又は第2号に掲げる事由が生じた日の前日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（イにおいて「払戻金2分の1相当額」という。）

イ 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当（アに掲げる通勤手当を除く。）支給を受けた通勤手当の額から、支給単位期間を当該通勤手当の支給単位期間の初日から第1項第1号若しくは第2号に掲げる事由が生じた日の前日までの期間とした場合の通勤手当の額を差し引いた額又は払戻金2分の1相当額のいずれか低い額

ウ 略

(2) 略

第2号様式（第3条関係）

所属長印	特 別 急 行 列 車 等 利 用 届		
略			
通勤手当に関する規則第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき届け出ます。			
年 月 日 受理			
（記入上の注意）			
<p>1 「届出手由」欄には、該当する□に△印を付すこと。 2 この届けに係る定期券の適用期間満了後、引き続いで通用区間及び通用期間の月数が同一の特別急行列車用定期券を利用する場合は、「届出手由」欄の最初に係る□に△印を付し、※印の欄（A欄にあっては、当該定期券による通勤の順路に限る。）を記入すること。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車（○○線）、特急列車（○○線）等の別を記入すること。 4 往路と帰路とが異なる場合は、両者を区分して記入し、「備考」欄にその理由を記入すること。 5 有料の道路を利用する場合は、「区間」欄に経由する有料の道路の名称を記入し、「備考」欄に「有料道路」と記入し、「乗車券等の種類」欄及び「左欄の乗車券等の額」欄に記入しないこと。 6 「乗車券等の種類」欄には、○箇月定期券、乗車券の別を記入し、乗車券等の種類が定期券である場合は、「備考」欄に当該定期券の適用期間の開始日を記入すること。 7 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の額（特別料金等相当額に限る。）を記入すること。 8 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。 9 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。 10 任命権者が必要ないと認めた場合は、「通勤経路の略図」欄への記入を省略することができる。</p>			
定期券 の月数	定期券 の 額	定期券 の 額	定期券 の 額
異動日付 (西暦4桁) 年 月 日			
手当額の区分			
返納	対象 支給基準日	年 月 日	半額
返 納			・ 全 額
上記のとおり決定する。			

第2号様式（第3条関係）

所属長印	特 別 急 行 列 車 等 利 用 届		
略			
通勤手当に関する規則第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき届け出ます。			
年 月 日 受理			
（記入上の注意）			
<p>1 「届出手由」欄には、該当する□に△印を付すこと。 2 この届けに係る定期券の適用期間満了後、引き続いで通用区間及び通用期間の月数が同一の特別急行列車用定期券を利用する場合は、「届出手由」欄の最初に係る□に△印を付し、※印の欄（A欄にあっては、当該定期券による通勤の順路に限る。）を記入すること。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車（○○線）、特急列車（○○線）等の別を記入すること。 4 往路と帰路とが異なる場合は、両者を区分して記入し、「備考」欄にその理由を記入すること。 5 有料の道路を利用する場合は、「区間」欄に経由する有料の道路の名称を記入し、「備考」欄に「有料道路」と記入し、「乗車券等の種類」欄及び「左欄の乗車券等の額」欄に記入しないこと。 6 「乗車券等の種類」欄には、○箇月定期券、乗車券の別を記入し、乗車券等の種類が定期券である場合は、「備考」欄に当該定期券の適用期間の開始日を記入すること。 7 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の額（特別料金等相当額に限る。）を記入すること。 8 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。 9 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。 10 任命権者が必要ないと認めた場合は、「通勤経路の略図」欄への記入を省略することができる。</p>			
定期券 の月数	定期券 の 額	定期券 の 額	定期券 の 額
異動日付 (西暦4桁) 年 月 日			
返納	対象 支給基準日	年 月 日	返納額
			（確定支給額）
			（
			円）
上記のとおり決定する。			

第3号様式（第4条関係）

特別急行列車等利用実績票

般

通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年	月	分	所	属	職	氏	名	⑧		
				利 用 区 間 (利 用 方 法)						
				特 别 急 行 列 車		か ら		ま で	利 用 1 回 当たりの 特 別 料 金 等 の 額	手 当 額 の 区 分
				高 速 自 動 車 国 道 等		か ら		ま で (普通車・その他)	円	半額・全額
日	曜日	出 勤 時		備 考		退 勤 時		備 考		
		特 別 急 行 列 車 利 用 料	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用	特 別 急 行 列 車 利 用 料	高 速 自 勤 車 国 道 等 利 用	朝 夕 切 引 料	料 金	特 別 急 行 列 車 利 用 料	高 速 自 勤 車 国 道 等 利 用	朝 夕 切 引 料
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
合 計		回							回	
(記入上の注意)										

1 「利用区間(利用方法)」欄には、駅又はインターチェンジの名称を記入すること。高速自動車国道等を利用するときは、その利用方法について該当するものを○で囲むこととし、これと異なる利用方法により利用した場合は、その利用方法及び金額を「備考」欄に記入すること。

2 手当額の区分については、半額又は全額のいずれか該当するものを○で囲むこと。

3 高速自動車国道等を利用した場合において朝夕割引が適用されたときは、○を「朝夕割引」欄に、割引後の料金を「料金」欄に記入すること。

4 月の途中で特別急行列車等利用品を提出した場合はその日(当該届をこれに係る事実の生じた日から15日以内に提出したときは、同日)から、月の途中で特別急行列車等の利用を廃止した場合はその日の前日までの日にについて料金を記入すること。

5 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。

6 特急券・領収書等の他の特別急行列車等の利用の事実を確認することができるものを添付すること。

7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

手当対象料金の合計		通勤手当の額	左記のとおり決定する。			
半額区分	円	円	決裁			
全額区分	円					

第3号様式（第4条関係）

特別急行列車等利用実績票

般

通勤手当に関する規則第4条の規定に基づき提出します。

年 月 日受理

年	月	分	所	属	職	氏	名	⑨	
				利 用 区 間 (利 用 方 法)					
				特 別 急 行 列 車		か ら		ま で (普通車・その他)	
				高 速 自 動 車 国 道 等		か ら		ま で (普通車・その他)	
日	曜日	出 勤 時		備 考		退 勤 時		備 考	
		特 別 急 行 列 車 利 用 料	高 速 自 勤 車 国 道 等 利 用	特 別 急 行 列 車 利 用 料	高 速 自 勤 車 国 道 等 利 用	朝 夕 切 引 料	料 金	特 別 急 行 列 車 利 用 料	高 速 自 勤 車 国 道 等 利 用
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
合 計		回							回
特急用定期券の利用期間									
の 利 用 期 間 日 か ら 日 ま で									
特 別 料 金		出 勤 時 A	B						
等 の 総 額		退 勤 時 A	B						
通勤手当の月額		合 計							
上記のとおり決定する。									

〔記入上の注意〕 1 「利用区間(利用方法)」欄には、駅又はインターチェンジの名称を記入すること。高速自動車国道等を利用するときは、その利用方法について該当するものを○で囲むこととし、これと異なる利用方法により利用した場合は、その利用方法及び金額を「備考」欄に記入すること。
2 月の途中で特別急行列車等利用品を提出した場合はその日から、月の途中で特別急行列車等の利用を廃止した場合はその日の前日までの日について○印を付すこと。
3 特別急行列車用定期乗車券により特別急行列車を利用する場合は、「特別急行列車等の利用の有無」欄には、記入しないこと。
4 「特急用定期券の利用期間」欄には、この月における特別急行列車用定期乗車券の通用期間を記入すること。
5 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
6 「特急券・領収書等」欄には、特急券・領収書その他の特別急行列車等の利用の事実を確認することができるものをはり付けること。
7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の2第1項及び第17条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に通勤手当に関する規則第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る事実の生じた職員に係る通勤手当について適用し、同日前に当該事実の生じた職員に係る通勤手当については、なお従前の例による。

3 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

4 改正前の第3号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

(高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正)

5 高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給日等)</p> <p>第8条 通勤手当の支給日等、支給の始期及び終期並びに返納については、 通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）第16条の 2から第17条の3までの規定の例による。この場合において、同規則第17 条の2第3項第1号ア中「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員 にあっては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。）」 とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」と、「額の2分 の1に相当する額（特別通勤困難職員にあっては、当該得られる額に相当 する額）」とあるのは「額」と、「<u>払戻金2分の1相当額等</u>」とあるのは 「<u>払戻金相当額</u>」と、同号イ中「<u>払戻金2分の1相当額等</u>」とあるのは「<u>払戻金相当額</u>」と、同項第2号ア中「額の2分の1に相当する額」とある のは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」とする。</p>	<p>(支給日等)</p> <p>第8条 通勤手当の支給日等、支給の始期及び終期並びに返納については、 通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）第16条の 2から第17条の3までの規定の例による。この場合において、同規則第17 条の2第3項第1号ア中「額の2分の1に相当する額」とあるのは「額」 と、「2万円」とあるのは「22,800円」と、「<u>払戻金2分の1相当額</u>」と あるのは「<u>払戻金相当額</u>」と、同号イ中「<u>払戻金2分の1相当額</u>」とある のは「<u>払戻金相当額</u>」と、同項第2号ア中「額の2分の1に相当する額」 とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」とする。</p>